最終更新日:2017年7月10日

日本電子材料株式会社
代表取締役社長 大久保　和正
問合せ先:06-6482-2007
証券コード:6855
http://www.jem-net.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「日本電子材料株式会社は、人類に幸福をもたらす技術の開発と製品化により社会に貢献する」という経営理念に基づき、成長し続ける創造型企業を目指しております。これを具現化するためには、企業の健全性確保、経営の透明性等に加え、社会からの信頼が必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識し、その実現に努めております。また、コーポレート・ガバナンスを充実させる事により企業価値が増大し、株主、顧客、従業員等のステークホルダーの皆様へ利益還元を果たすことが可能であると考えております。さらに、株主の皆様への速やかな情報開示が公平で透明な経営を行ううえで重要な要素と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由
補充原則4-1-2　中期経営計画の公表
当社は、経営環境の変化が激しい中、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を、正しくご理解頂くための情報開示のあり方として、当社が目指すべき経営方針、経営指標や経営戦略等は有価証券報告書に、事業年度毎の業績等の見通しにつきましては決算短信にそれぞれ公表しております。現在、当社は中期経営計画を公表しておりませんが、取締役会は、経営会議が策定し執行役員会が決議した中期経営計画をはじめとする事業計画について、執行役員会及び経営会議より報告される進捗状況や分析結果を通じて監督しております。

補充原則4-2-1　自社株報酬の導入
当社は、自社株の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は自社株を取得することとしております。自社株報酬の導入につきましては必要に応じて検討してまいります。

補充原則4-8-1及び補充原則4-8-2　独立社外取締役の有効な活用
独立社外取締役のみで構成する情報交換会や筆頭独立取締役の設置につきましては検討中であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示
原則1-4　政策保有株式に関する方針
当社は現在、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。将来、政策保有株式を保有することとなった場合には、保有に関する方針及び株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準を策定し開示いたします。

原則1-7　関連当事者間の取引
当社は、関連当事者間の取引(以下、当該取引)について、当社が認識する情報の精査及び対象者への定期的な所定の調査により、当該取引の有無と、当該取引が有った場合の内容を把握することとしております。また、上記調査に依ることなく、当該取引に該当する可能性が認識された事項について、対象者は当社へ速やかに報告することとしております。以上により、当社は、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう監視に努めております。

原則3-1-1　経営理念・経営戦略、経営計画
当社の経営理念・経営戦略等につきましては、有価証券報告書「3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しておりますのでご覧ください。

原則3-1-2　コーポレート・ガバナンスに関する考え方と基本方針
詳細は、本報告書の「1. 1基本的な考え方」に記載をしておりますのでご覧ください。

原則3-1-5　取締役役候補者の指名理由
各候補者の指名理由につきましては招集通知に記載しております。

原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
4名の独立社外取締役を選任しております。

原則3-1-3　取締役の報酬
原則3-1-4　取締役候補者の指名の方針と手続き
補充原則4-1-1　取締役会の責務(取締役会の付議事項)
原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
補充原則4-11-2　取締役の他の上場会社における役員兼任状況
補充原則4-11-3　取締役会の実効性の評価
補充原則4-14-2　取締役のトレーニング方針

以上につきましては、本報告書の「2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますのでご覧ください。

原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
本報告書の「5．その他　2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に記載しておりますのでご覧ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
㈲大久保興産	1,266,867	11.94
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	963,900	9.08
大久保　和正	455,924	4.29
日本マスタートラスト信託銀行㈱	396,800	3.74
大久保　英正	376,543	3.55
ゴールドマン　サックス　インターナショナル（常任代理人：ゴールドマン・サックス証券㈱）	330,000	3.11
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	309,200	2.91
大久保　昌男	290,138	2.73
ドイチェ　バンク　アーゲー　ロンドン　ピービー　ノントリティー　クライアンツ　613（常任代理人：ドイツ証券㈱）	286,500	2.70
古山　陽一	260,002	2.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　博之	他の会社の出身者								△			
吉田　裕	他の会社の出身者											
田村　耕一	他の会社の出身者											
濱田　幸和	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　博之		○	吉田博之氏は、2008年3月まで三菱電機㈱、2008年4月から2011年6月まで三菱電機ロジスティクス㈱の業務執行者でありましたが、両社と当社との間には当社の意思決定に影響を及ぼす取引関係はありません。	吉田博之氏は、半導体業界等のマネジメント及び常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任し、また、十分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく独立役員として適任と判断しました。
				吉田裕氏は、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしてい

吉田　裕		○	―――	ただくため社外取締役として選任し、また、十分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく独立役員として適任と判断しました。
田村　耕一	○	○	―――	田村耕一氏は、半導体業界等における経営及びマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し監査等委員である社外取締役として選任し、また、十分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく独立役員として適任と判断しました。
濱田　幸和	○	○	―――	濱田幸和氏は、長年にわたる税理士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し監査等委員である社外取締役として選任し、また、十分な独立性確保がなされており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく独立役員として適任と判断しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は、当社の規模から、監査等委員会の職務を補助すべき専従者としての使用人は置いておりません。しかしながら、内部監査担当者が、内部統制・コンプライアンス担当と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動を定期的に監査等委員会に報告することで、監査等委員会の補助すべき使用人の役割を果たしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門は、定期的及び必要に応じて打ち合わせを行い、内部統制、監査状況等について情報交換を行い、相互の連携を密にすることによりコンプライアンス体制を確立し、リスク回避に万全を期しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますのでご覧ください。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期の役員報酬は、取締役7名131百万円（うち社外取締役1名1百万円）、監査役3名23百万円（うち社外監査役2名7百万円）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の総額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給することとしております。方針等につきましては、本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますのでご覧ください。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の業務が円滑に遂行されるように、社内取締役、常勤監査等委員並びに総務を中心とした管理部門スタッフより情報提供を行いサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

取締役及び取締役会
1. 取締役会は、株主共同の利益及び会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針、その他会社の重要事項の決定を行うとともに、執行役員会を中心とした職務執行の監督を行います。
2. 取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表取締役又は執行役員会に委任します。
3. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名の計7名で構成されており、また、その内の4名が独立社外取締役です。
4. 取締役会は、会社の重要事項の決定と監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮します。
5. 社外取締役は会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役とします。
6. 取締役会は、原則として取締役社長の提案を受け、審議のうえ、株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名します。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、性別等の個人の属性に関わらず、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物とします。
8. 社外取締役候補者は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物とします。
9. 取締役は、自己又は第三者のために当社の利益に反する取引を行いません。また、取締役が、自己又は第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会の承認を得るとともに、その重要事実を取締役会に報告します。

監査等委員及び監査等委員会
1. 監査等委員会は、監査方針に基づき、取締役会及び各部門のヒアリング等を行い、会計監査人及び内部監査と連携を密にして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や子会社を含めた業務執行の監査を行います。
2. 監査等委員会は、監査等委員である3名の取締役で構成されており、また、その内の2名が独立社外取締役です。
3. 取締役会は、株主の負託に応え監査を適切に遂行できる人物を監査等委員である取締役候補者として指名します。なお、監査等委員会の事前の同意を得たうえで取締役会で審議します。
4. 監査等委員である取締役候補者は、性別等の個人の属性に関わらず、人格・見識に優れている人物であるとともに、会社経営や財務等の業務に精通した、当社の経営に対して公平、公正かつ適切な監査が出来る人物を指名します。

取締役会の実効性向上への取組み及び評価
1. 取締役会は、取締役会の実効性向上のために以下の取組みを行います。

（1）当社は、各回の取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の議題及び議案に関する資料を取締役会の会日に先立って提供し、必要に応じて事前説明を行うなど、十分な情報提供に努めます。
（2）取締役会事務局は、事業年度が開始される前に、翌事業年度の年間の取締役会開催予定日を予め定め、各取締役に通知します。
2. 当社は、取締役に対して、研修の機会を提供します。
3. 取締役は、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合、当社の職務遂行に必要な時間を確保できる合理的な範囲と考える2社以内に限るものとします。現状の兼任状況は以下のとおりです。
常務取締役　　足立 安孝　：　三相電機株式会社　　社外取締役
常勤監査等委員　竹原 克尚　：　株式会社プロールート丸光　社外取締役
なお、当社は取締役の重要な兼職につきましては、招集通知や有価証券報告書にて開示しております。
4. 取締役会は、社外取締役を含む全取締役の自己評価を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。その結果、取締役会における多様な知見と経験及び規模のバランスが考慮されており、運営状況につきましても、法令、定款等に沿って、経営課題が適切に審議・報告されていることにより、業務執行並びに監督が共に十分に機能を発揮していることを確認しました。今後も、一層の取締役会全体の実効性向上を図ってまいります。

取締役の報酬
1. 取締役の報酬総額は、取締役（監査等委員である取締役は除く。）と監査等委員である取締役の区分に従い、それぞれ株主総会で承認された限度内とします。
2. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬は、基準に基づき、職務執行の対価として支給する基本報酬と、業績に連動した報酬とし、取締役会の決議により決定します。なお、社外取締役は基本報酬のみとします。
3. 監査等委員である取締役の報酬は、基準に基づき、職務執行の対価として支給する基本報酬とし、監査等委員である取締役の協議により決定します。

取締役の自社株の取得
自社株の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役は除く。）は自社株を取得するとともに、在任期間に加えて退任後１年は継続して保有します。

内部監査
取締役社長の直属である内部監査では、業務の有効性・効率性の検証である業務監査、法令・規程への準拠性の検証であるコンプライアンス監査、財産の有効性と実在性の検証である財務報告の信頼性等についての整備・運用状況の日常的な監視を実施し、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っております。なお、内部監査、監査等委員会、会計監査人は、定期的又は必要に応じて打ち合わせを行い、また内部統制、監査状況等の情報交換を行って、相互連携を密にすることにより、コンプライアンス体制を確立し、リスク回避に万全を期しております。

会計監査人
会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。平成29年3月期において当社の監査業務を執行した公認会計士は、田中基博、坊垣慶二郎の2氏であります。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他6名から構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、また、企業価値の向上を図るため、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第58回定時株主総会は、集中日を回避し平成29年６月27日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の国内事業所は、サスティナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を取得しております。また社会の一員として、地域の清掃活動等、社会貢献活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下のとおりの「内部統制システムの整備に関する基本方針」を整備するとともに、内部統制システムを絶えず評価し改善することにより、実効性のある内部統制システムの整備に努めております。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
（2）業務執行にあたっては、取締役会、執行役員会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
（3）企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
（4）コンプライアンス担当責任者は管理部門統括担当執行役員とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当責任者は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会及び執行役員会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
（2）資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
（3）安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
（4）内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
（5）内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当責任者及び取締役会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
（2）取締役会、執行役員会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献等を勘案して、その優先順位を決定する。
（3）業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会、執行役員会並びに経営会議に報告する。
（4）取締役会、執行役員会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
（5）（4）の議論を踏まえ、各部門を担当する執行役員及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
（2）コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
（3）内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
（4）内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査等委員会等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査等委員会等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当責任者と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。

6．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会又は執行役員会において審議する。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

7．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合、監査等委員会の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査等委員会に有り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させる。

（2）監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人はその職務に関して監査等委員会の指示のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの指示を受けない。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役又は使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員会が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査等委員は、執行役員会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。
（2）監査等委員会は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧又は謄写できる。
（3）監査等委員会からの取締役又は使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。
（4）監査等委員会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
（2）既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
（3）反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

株主との建設的な対話に関する方針
IR担当者、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携に努め、インサイダー情報の管理も踏まえ株主への対応に備えます。
さらに、株主や投資家との対話の結果、把握された株主の意見を経営陣幹部や取締役会に対して社内の報告書等を通じてフィードバックを実施します。

適時開示体制の概要
当社は、会社情報の適時開示に対する重要性を十分認識しており、社内規程及びその社内体制として情報管理責任者は管理部門統括担当執行役員が担当し、経営管理がその任に当たっております。
適時開示の対象と考えられる重要情報は、経営管理に集約され、当該情報入手後直ちに管理部門統括担当執行役員と協議を行い、開示すべき重要情報につきましては、執行役員会に報告のうえ開示を行うとともに、当社ホームページにおいても公開しております。
また、重要事項につきましては、手続き上可能な限り迅速に開示する体制を整備しており、決算発表日の早期化にも積極的に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

